

令和6年度
高等学校卒業程度認定審査
(前期)
出願案内

文 部 科 学 省

目 次

	(ページ)
1. 高等学校卒業程度認定審査について	1
2. 高等学校卒業程度認定審査の実施日程	2
3. 出願書類等	3
4. 出願方法	6
5. その他	7
6. 高等学校卒業程度認定審査関係法令	8
別紙1 出願書類チェックリスト	13
別紙2 封筒記入例	14
別紙3 出願書類・各種申請書記入例	15
別紙4 高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧	22

※ 出願書類及び各種申請書等の様式（電子データ）は文部科学省のウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/index_00002.htm
からダウンロード可能です。

<高等学校卒業程度認定審査に関する問合せ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

電 話 03-5253-4111（内線）3705

E-mail koukou@mext.go.jp

1. 高等学校卒業程度認定審査について

(1) 高等学校卒業程度認定審査とは

高等学校等に2年以上在学し、特定の分野において特に優れた資質を有する者は、高等学校等を中途退学して大学へ飛び入学することができます。

高等学校卒業程度認定審査は、大学への飛び入学者について、高等学校での学修状況に加えて、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校を卒業した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する制度です。高等学校卒業程度認定審査の合格者は大学入学資格を得ることができます。

(2) 出願資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学へ飛び入学した者に受験資格があります。なお、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）の施行（令和4年4月1日）より前に、大学へ飛び入学した者にも受験資格が認められます。

○高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）

（出願資格）

第三条 高等学校卒業程度認定審査を受けることができる者は、法第九十条第二項の規定により大学に入学した者（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第五号の規定により大学に入学した者を含む。）とする。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

2. 高等学校卒業程度認定審査の実施日程

令和5年度高等学校卒業程度認定審査（前期）の実施日程は下表のとおりです。

内 容	日 程
出願期間	令和6年4月24日（水）～5月31日（金） ※郵送の場合は当日消印有効 ※メールの場合は5月31日（金）23：59送信 分まで有効
出願書類の確認 審査の実施	令和6年6月頃～7月頃
審査結果の送付 ※合格者には合格証書を送付	令和6年7月末頃

※出願期間以外の出願は受け付けられません。

※合格者には「合格証書」を送付しますが、別途「合格証明書」が必要な場合には、合格後に改めて申請してください。（出願時に「合格証明書」の申請を行うことはできません。）

3. 出願書類等

高等学校卒業程度認定審査の出願書類は下表のとおりです。

※提出後の内容の変更はできませんので、願書・履歴書等に記入ミスがないか、提出前に必ず確認してください。その際、P.13の「別紙1 提出書類チェックリスト」を御活用ください。

※出願書類は一切返却できませんので御注意ください。

No	出願書類	注意事項
①	願書・履歴書	<p>○「氏名」欄の表記は、戸籍抄本又は住民票の写しの表記と同一にしてください。</p> <p>○「現住所等」には、審査結果の郵送先や書類に不備がある場合の連絡先となりますので、正確に記入してください。</p> <p>※住所は実際に居住しているところを記入してください。</p> <p>※下宿等により、出願者氏名と異なる世帯主の住居を指定する場合には「〇〇様方」と記載してください。</p> <p>※出願書類の内容確認の連絡をする場合がありますので、「住所」欄に、平日昼間に連絡を取ることが可能な電話番号（携帯電話等）やメールアドレスを記入してください。</p> <p>※出願書類に不備があるにもかかわらず、確認の連絡が取れない場合は出願を受理できませんので、注意してください。</p> <p>※出願後に住所を変更した場合には、直ちに文部科学省へ新住所を届け出てください。また、郵便局で郵便物の転居・転送サービスの届出を行ってください。</p> <p>○「送付先」欄は、審査結果の送付先や書類に不備がある場合の連絡先が、「現住所等」と異なる場合のみ、記入してください。（「現住所等」と同じ場合は、空欄としてください。）</p> <p>○「学歴」欄には、高等学校段階以降の学校名、入学年度等を記入してください。</p> <p>○「職業」欄には、出願時点でのご職業（勤務先名含む。）を記入してください。なお、出願時点で大学在学中の場合は、「大学生」と記入してください。</p> <p>○「飛び入学理由」欄には、例えば、「国際物理オリンピ</p>

		<p>ックでメダルを獲得したことをきっかけに、早く物理について専門的な研究を行いたいと思うようになり、〇〇大学の説明会に参加して、飛び入学に挑戦したいという気持ちが強くなったため。」等のように、具体的かつ明瞭に記述してください。</p> <p>○「特記事項」欄には、例えば、「第〇回国際物理オリンピックにおいて金メダル獲得。」、「〇〇において文部科学大臣賞を受賞。」等、国際的又は全国的な大会、コンクールにおいて収めた（優秀な）成績やその他業績がある場合には記述してください。</p> <p>○本人控え用として、送付前に写し（コピー）を取るなどのご対応をお願いします。</p>
②	戸籍抄本又は住民票の写し	<p>○本籍地が記載されたものを提出してください。 ※本籍地が記載されていない場合は受理できません。 ※マイナンバーの記載は不要。</p> <p>○出願前6ヶ月以内に交付されたものを提出してください。</p> <p>○「住民票の写し」は、役所から発行された住民票の写しの原本を提出してください。</p> <p>○改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。</p>
③	大学が発行する学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学したことを証する書面	<p>○各大学から取り寄せた上で、原本を御提出ください。</p> <p>○提出された証明書は、返却できません。</p> <p>○本人控え用として、送付前に写し（コピー）を取るなどのご対応をお願いします。</p>
④	高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面	<p>○各高等学校等から取り寄せた上で、原本を御提出ください。</p> <p>○単位数が記載されていない証明書は受理できません。単位数の記載が必要である旨を高等学校等へお伝えください。</p> <p>○なお、高等学校等で厳封されていない証明書は受理できません。</p> <p>○提出された証明書は、返却できません。</p> <p>○本人控え用として、証明書を2通取り寄せる、又は証明書のコピーを別にもらうなどの御対応をお願いします。</p>
⑤	大学が発行する	<p>○各大学から取り寄せた上で、原本を御提出ください。</p>

	成績証明書その他の学修の成果を証する書面	<p>○単位数及び単位の修得時期の記載がされていない証明書は受理できません。単位数や単位の修得時期の記載が必要である旨を大学へお伝えください。</p> <p>○大学で厳封されていない証明書は受理できません。</p> <p>○提出された証明書は、返却できません。</p> <p>○本人控え用として、証明書を2通取り寄せる、又は証明書のコピーを別にもらうなどの御対応をお願いします。</p>
⑥	返信用封筒	○審査結果等の送付用として140円切手を貼付した返信用封筒（角型2号（A4用紙が折らずに入るサイズ）に送付先を記入したもの。）を1通同封してください

○高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）

（出願手続）

第五条 高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。

一 履歴書一通

二 戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

三 大学が発行する法第九十条第二項の規定により当該大学に入学したことを証する書面

四 高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

五 大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

2 前項第二号から第五号までに掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

4. 出願方法

出願方法は下記のとおり（１）メールによる出願（２）郵送による出願の２種類あります。

（１）メールによる出願

- 下記の提出先に出願書類をご提出ください。
- その際、メールの件名は「【出願書類送付】高等学校卒業程度認定審査」に統一してください。
- メールの受信確認後、受信を確認した旨の連絡を文部科学省から行いますが、メール送信後５日以内に受信確認のメールが届かない場合は、下記の電話番号に御連絡ください。

【提出先】

文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 企画係
電 話 03-5253-4111（内線）3705
E-mail koukou@mext.go.jp

- メールによる出願を行う場合、「3. 出願書類等」の出願書類②～⑤については、メールによる提出ではなく、郵送による提出としてください。郵送による提出方法は、以下（２）を御確認ください。

（２）郵送による出願

- 封筒の表に「高等学校卒業程度認定審査 出願書類在中」と朱書きし、「書留」又は「簡易書留」で出願書類を郵送してください（封筒記入例を参照）。また、郵便局から「書留郵便物等受領証」を受け取り、保管しておいてください。
- 書留郵便以外の方法（普通郵便、宅配便、メール便等）で発送しないでください。また、文部科学省への直接持参による出願は受け付けません。
- 出願書類の到着確認が必要な場合は、簡易書留郵便の引受番号により、直接郵便局に確認してください。

【提出先】

文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 企画係
住 所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

5. その他

- (1) 出願書類等の様式（電子データ）は文部科学省のウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/index_00002.htm
からダウンロード可能です。
- (2) 出願書類に不備がある場合は、文部科学省から電話やメール等により連絡します。出願書類に不備があり、解消されない場合、出願を受け付けられません。
- (3) 高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対して、その合格を無効とします。また、合格が無効になった場合には、直ちに合格証書及び合格証明書を返納しなければなりません。
- (4) 審査結果は、審査終了後、郵送にて連絡します。合格者には合格証書を送付します。
なお、合格証明書の発行や合格証書の再発行が必要な場合には、申請書に必要事項を記入の上、140円切手を貼付した返信用封筒1通を同封し、文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に申請してください。
※合格証明書は、合格者が申請することができます。
※年度末時点で18歳未満の方は、合格証明書は発行できません。

6. 高等学校卒業程度認定審査関係法令

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。
 - 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
 - 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第一百五十五条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
 - 五の二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの
- 第一百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する

る制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第百五十四条 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者

三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

四 第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したもの

○高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）

（趣旨）

第一条 学校教育法（第三条及び第五条第一項第三号において「法」という。）第九十条第一項の規定に基づき、同条第二項の規定により大学に入学した者が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための審査（以下「高等学校卒業程度認定審査」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。

（高等学校卒業程度認定審査の施行）

第二条 高等学校卒業程度認定審査は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 高等学校卒業程度認定審査の施行期日及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（出願資格）

第三条 高等学校卒業程度認定審査を受けることができる者は、法第九十条第二項の規定により大学に入学した者（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第五号の規定により大学に入学した者を含む。）とする。

（審査の方法）

第四条 第一条に規定する認定は、文部科学大臣が別に定めるところにより、高等学校等（高等学校及び学校教育法施行規則第一百五十四条各号に掲げる者が在学した学校等をいう。次条第一項第四号において同じ。）及び大学における学修の成果その他これに相当するものを審査して行う。

（出願手続）

第五条 高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願出しなければならない。

一 履歴書一通

二 戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

三 大学が発行する法第九十条第二項の規定により当該大学に入学したことを証する書面

四 高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

五 大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

2 前項第二号から第五号までに掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

（認定審査合格者）

第六条 高等学校卒業程度認定審査に合格した者を認定審査合格者とする。ただし、その者が十八歳に達していないときは、その者は、十八歳に達した日の翌日から認定審査合格者となるものとする。

（合格証書の授与等）

第七条 認定審査合格者（十八歳に達していない者を含む。第九条第三項において同じ。）に対しては、合格証書を授与する。

2 合格証書を有する者がその氏名若しくは本籍を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由を付して願出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

（合格証明書の交付）

第八条 認定審査合格者がその合格の証明を願出たときは、合格証明書を交付する。

（不正の行為を行った者に対する処分）

第九条 文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対して、その合格を無効とすることができる。

2 前項の規定により合格を無効にするときは、文部科学大臣は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分を受けた認定審査合格者は、直ちに合格証書及び合格証明書を

返納しなければならない。

(雑則)

第十条 この省令に定めるもののほか、高等学校卒業程度認定審査の実施に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

○高等学校卒業程度認定審査実施要綱（令和4年4月1日文部科学大臣決定）

(審査の実施)

第1条 毎年6月と12月の時期に実施する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(出願の期限)

第2条 出願の期限は、前条に定める実施時期を踏まえて定めるものとする。

(審査基準)

第3条 認定審査においては、次の各号に掲げる要件に基づいて審査を行う。

一 次のイからホまでのいずれかに該当すること

イ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。同号二において同じ。）において50単位以上を修得していること

ロ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第154条第1号から第4号までに掲げる学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。）、課程又は施設において、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ハ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第4条に定める試験科目の全てについて合格点を得ていること（同令第5条第1項から第5項までの規定に基づき試験の免除を受けた試験科目を除く。）

ニ 高等学校及び高等専門学校並びに学校教育法施行規則第154条第3号に掲げる施設並びに同条第2号及び第4号に掲げる課程において、通算して高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ホ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成13年文部科学省告示第167号）第2号から第5号までに掲げる者であること

二 大学において16単位以上を修得していること（大学入学後に履修して修得した単位に限る。）

三 前二号に掲げる学修の内容が特定の教科・分野等に偏っていないこと

2 出願者の特に優れた業績等により特に考慮すべき事項がある場合、その事項を考慮して前項に掲げる審査を行うことができる。

(意見の聴取)

第4条 文部科学大臣は、認定審査を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会に意見を聴くものとする。

2 審査委員会は、高等学校教育について識見を有する者、大学教育について識見を有する者その他適当と認める者をもって構成する。

3 審査委員会は、前条に定める基準に基づいて審査を行い、意見を述べるものとする。
(審査結果の通知)

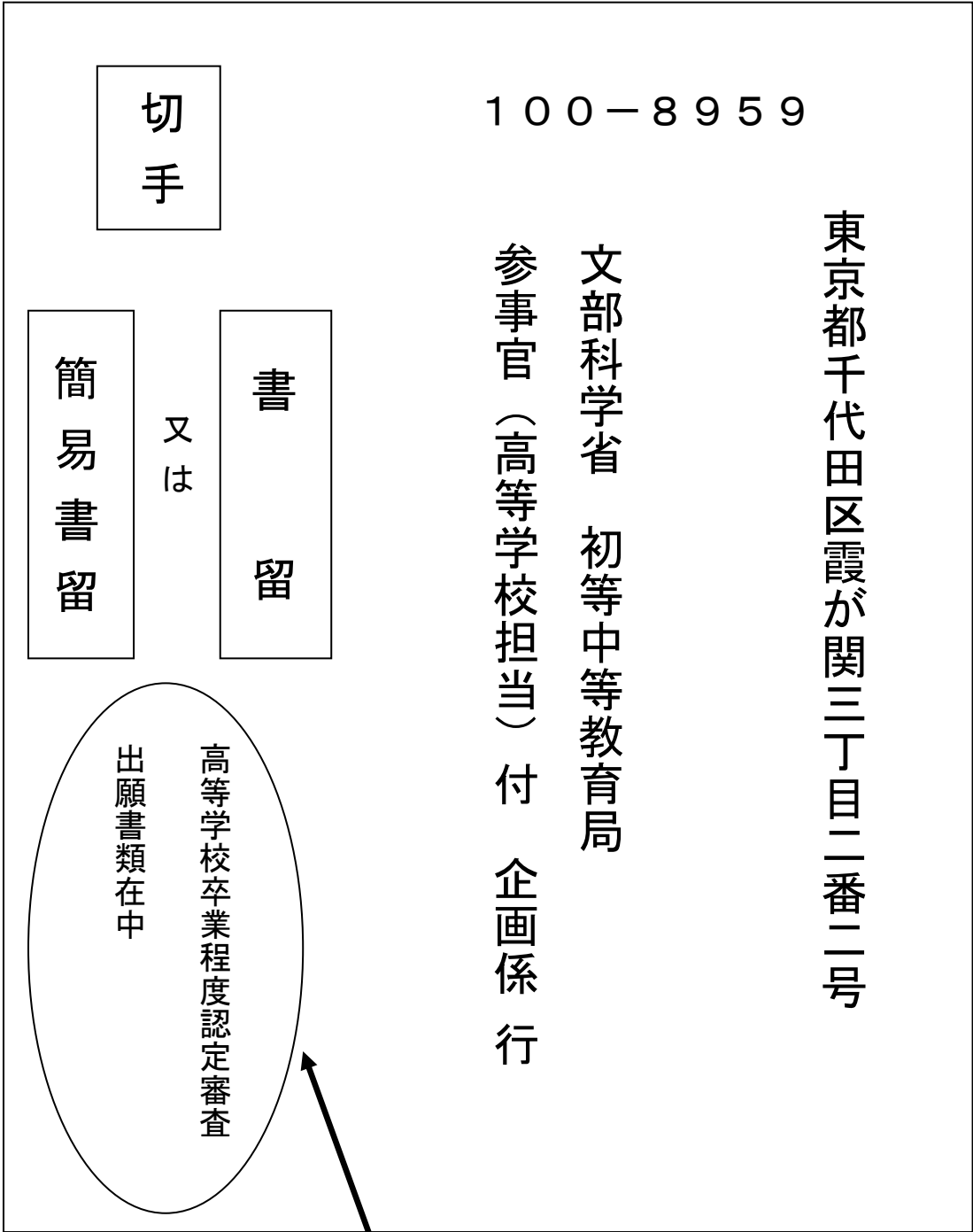
第5条 審査の結果は、直接本人宛てに通知するものとし、合格者には、合格証書を送付する。

出願書類チェックリスト

チェック欄

願書・履歴書	所定の様式を使用しているか。	<input type="checkbox"/>
	日付、氏名、ふりがな、生年月日、住所等の記載があるか。	<input type="checkbox"/>
	電話番号は平日日中に連絡を取ることが可能な電話番号か。	<input type="checkbox"/>
	メールアドレスは英字（大文字・小文字）、数字を明確に記入したか。	<input type="checkbox"/>
戸籍抄本 又は 住民票の写し	出願前6月以内に交付されたものか。	<input type="checkbox"/>
	改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を用意しているか。	<input type="checkbox"/>
大学が発行する学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学したことを証する書面	高等学校等や大学が発行する証明書等、公的なものか。	<input type="checkbox"/>
高等学校等や大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面		
返信用封筒（1枚）	角型2号の封筒を使用し、140円切手を貼付、送付先を記入したか。	<input type="checkbox"/>

封筒記入例



朱書きしてください。

- ①角形 2 号 (A 4 が入るサイズ) の封筒を使用し、提出書類を折らないようにしてください。
- ②書留又は簡易書留で郵送してください。
- ③封筒の裏には、住所、氏名 (ふりがな付き) を記入してください。

様式（願書・履歴書）の記入例

整理番号 ※記入しない（事務局にて記入）

願 書 ・ 履 歴 書

（令和〇年〇月〇日 現在）

氏 名		姓	名
	ふりがな	もんか	はなこ
	氏 名	文科	花子
生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 平成		
本 籍	東京都	過去の 出願状況	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めての申請 <input type="checkbox"/> 過去に申請して、不合格となったことがある。
現住所等 (注1)	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 電話番号： 03 (5253) 4111 携帯電話： 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 e-mail: koukou@mext. go. jp		
送 付 先 (注2)	〒 電話番号： ()		
学 歴 (注3)	年	月	学校名等
	平成〇年	4月	〇〇県立〇〇高等学校（全日制） 入学
	平成〇年	7月	〇〇県立〇〇高等学校（全日制） 中途退学
	平成〇年	4月	国立大学法人 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 入学
職 業	会社員（株式会社〇〇）		
飛び入学 理由	国際物理オリンピックでメダルを獲得したことをきっかけに、早く物理について専門的な研究を行いたいと思うようになり、〇〇大学の説明会に参加して、		

	飛び入学に挑戦したいという気持ちが強くなったため。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第〇回国際物理オリンピックにおいて金メダル獲得。 ・ 〇〇において文部科学大臣賞を受賞。

注1. 審査結果の郵送先、書類に不備がある場合の連絡先となりますので、正確に記入してください。

- 住所は実際に居住しているところを記入してください。
- 下宿等により、出願者氏名と異なる世帯主の住居を指定する場合には「〇〇様方」と記載してください。
- 出願書類に不備があるにもかかわらず、確認の連絡が取れない場合は出願を受理できませんので、注意してください。
- 出願後に住所を変更した場合には、直ちに文部科学省へ新住所を届け出てください。また、郵便局で郵便物の転居・転送サービスの届出を行ってください。

注2. 審査結果の送付先や書類に不備がある場合の連絡先が、「現住所等」と異なる場合のみ、記入してください。（「現住所等」と同じ場合は、空欄としてください。）

注3. 高等学校段階以降の学校名、入学年度を記入してください。

- 高等学校に在籍していた方は全日制、定時制又は通信制の別も「学校名等」の欄に記入してください。
- 大学については学部・学科名も「学校名等」の欄に記入してください。

様式（合格証書再交付願）の記入例

合格証書再交付願

文部科学大臣 殿

高等学校卒業程度認定審査規則第7条第2項に基づき、高等学校卒業程度認定審査の合格証書を再交付願います。

記

（令和〇年〇月〇日 申請）

ふりがな	もんか はなこ	生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日 <input checked="" type="radio"/> 平成
氏名	文科 花子		
合格年度	令和〇年度	証書番号	〇〇〇〇〇〇
本籍 (都道府県)	東京	<input checked="" type="radio"/> 都	・道・府・県
現住所 (都道府県)	〒100-8959 電話 03 (5253) 4111 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号		

再交付の事由（該当するものに○を付けて変更事項を記入してください）

<input checked="" type="radio"/> 紛失、汚損等による再発行	
2 氏名 ・ 本籍 の変更	旧氏名 _____ → 新氏名 _____ 旧本籍 _____ 都・道・府・県 → 新本籍 _____ 都・道・府・県

【返信用封筒】

この交付願のほかに、返信用封筒を同封してください。なお、普通郵便（速達、レターパックを含む。）の取扱いのみとなります。角形2号（24cm×33cm）の封筒に、ご自身の「郵便番号」、「住所」、「氏名（「〇〇様」まで）を記入し、返信切手を貼付してください。

140円切手 ＋ （速達での返送希望者は260円分の切手を追加で貼付）

【申請上の注意事項】

- （1） 受付から発送まで1週間程度を必要とします。必ず余裕をもって申請してください。
- （2） 申請書類に不備がある場合は証書の発行ができません。連絡がとれず不備が解消されない場合は申請書類を返送することがあります。
- （3） 本籍の都道府県又は氏名に変更があった場合は、変更の経緯のわかる公的書類（戸籍抄本等）を1部、添付してください。
- （4） 合格年度、証書番号が不明の場合は、空欄のまま提出してください。

合格者で証書を紛失、汚損した場合や氏名又は本籍地に変更があった場合に再発行されます。合格証明書が必要な場合は「証明書交付願」で申請してください。
--

様式（合格証明書交付願）の記入例

合格証明書交付願

文部科学大臣 殿

高等学校卒業程度認定審査規則第8条に基づき、高等学校卒業程度認定審査の下記証明書を交付願います。

(令和〇年〇月〇日 申請)

ふりがな	もんか はなこ		生年月日	昭和	〇年 〇月 〇日
氏名	文科 花子			平成	
合格年度	令和〇年度	合格 証書 番号	〇〇〇〇〇〇		
証明書の 種類	① 合格証明書 (1通) ② 英文 合格証明書 (0通)				
※ 英文証明書の申請者のみ、氏名のローマ字表記を記入してください。 ※ アポスティーユ証明希望者は事前に文部科学省へ相談してください。	(family name(姓))	(given name(名))			
本籍 (都道府県)	東京 (都) 道・府・県				
現住所 ・連絡先	〒100-8959 電話番号 03 (5253) 4111 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号				
証明書の 必要理由	<input type="checkbox"/> 大学・短期大学への入学のため <input type="checkbox"/> 専門学校への入学のため <input checked="" type="checkbox"/> 就職のため <input type="checkbox"/> 留学のため <input type="checkbox"/> その他 ()				

【提出が必要な書類】

この交付願とあわせて、以下の書類を送付してください。文部科学省に交付願が到着してから発送までに1週間程度を必要としますので、注意してください。

① 返信用封筒・返信切手

角形2号(24cm×33cm)の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名(「〇〇様」まで)を記入してください。

返信用封筒に返信切手を貼り付けてください。切手の金額については、【返信切手の額面について】を確認してください。

② 変更の経緯のわかる公的書類(戸籍抄本等) ※該当者のみ

結婚等で「本籍の都道府県」又は「氏名」に変更があった方のみ、市役所等で取り寄せてください。

申請前6カ月以内に交付されたものを提出してください。(コピー不可)

【注意事項(必ず確認してください)】

(1) 合格証明書について

合格証明書とは、合格者の「証書番号」、「氏名」、「本籍」、「生年月日」、「合格年月日」が記載されています。

(2) 提出が必要な書類について

① 返信用封筒・返信切手

● 文部科学省からの証明書の返信は、普通郵便(速達、レターパックを含む)の取扱いのみとなります。

● 角形2号(24cm×33cm)の封筒に、自分の郵便番号、住所、氏名(「〇〇様」まで)を記入してください。

● 本人以外の宛名・住所を記入する場合は、余白に本人氏名も必ず記入してください。

● 速達を希望する場合は、封筒の上部に朱書きで「速達」と記入してください。

● 返信用封筒に、証明書の通数に応じた返信切手を貼り付けてください。

● 返信用封筒に貼られている切手の金額が不足している場合は返信できません。

【返信切手の額面について】 ※令和3年10月1日以降の郵便料金

証明書の合計通数	返信切手の額面	
	通常の場合	速達の場合
1通～2通	120円	380円
3通～7通	140円	400円

② 変更の経緯のわかる公的書類(戸籍抄本等)

● 「本籍の都道府県」又は「氏名」の変更の経緯がどの公的書類で確認できるかは、市役所等に確認してください。

● 申請前6カ月以内に交付されたものを提出してください。(コピー不可)

(3) 発行手続について

- 文部科学省に交付願が到着してから発行までに**1週間程度**を必要とします。提出期限を確認し、必ず余裕をもって申請してください。※時期によっては2週間程度かかる場合もあります。
- 申請書類に不備がある場合は証明書の発行の手続きができません。連絡がとれず、不備が解消されない場合は申請書類を返送させていただきます。

高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧 (令和4年8月1日時点)

大学への飛び入学者は、高等学校等の中途退学という扱いになりますが、高等学校卒業程度認定審査に合格することで大学入学資格が得られるほか、高等学校等の卒業を受験等の要件として設定している採用試験や国家試験について受験等が可能となるものがあります。当該採用試験、国家資格は以下表のとおりです。

なお、全ての試験・資格を網羅しているわけではありません。以下表中の試験・資格以外でも高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる試験・資格がある場合があります。また、受験等に当たっては、高等学校卒業程度認定試験審査の合格以外に、受験期間に制限があったり、実務への従事経験や専門的な課程の修了等が求められるものもあります。詳しくは担当の各府省庁等へお問い合わせください。

(1) 高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる(予定含む。)採用試験、国家資格

・採用試験

防衛省	防衛大学校学生採用試験
	防衛医科大学校医学科学生採用試験
	防衛医科大学校看護学科学生採用試験(自衛官候補看護学生)
	防衛医科大学校看護学科学生採用試験(技官候補看護学生)
	航空学生採用試験

・国家資格

厚生労働省	職業訓練指導員
	技能士
	安全管理者
	安全衛生推進者
	元方安全衛生管理者
	店社安全衛生管理者
	第一種衛生管理者
	第二種衛生管理者
	第一種作業環境測定士試験
	第二種作業環境測定士試験
	安全管理士
	衛生管理士
	保育士試験
農林水産省	普及指導員資格試験
	林業普及指導員資格試験

経済産業省	ダム水路主任技術者（第一種及び第二種）
	ボイラー・タービン主任技術者
国土交通省	建設機械施工管理 1 級第 1 次検定
	建設機械施工管理 2 級第 2 次検定
	土木施工管理 1 級第 1 次検定
	土木施工管理 2 級第 2 次検定
	建築施工管理 1 級第 1 次検定
	建築施工管理 2 級第 2 次検定
	電気工事施工管理 1 級第 1 次検定
	電気工事施工管理 2 級第 2 次検定
	管工事施工管理 1 級第 1 次検定
	管工事施工管理 2 級第 2 次検定
	造園施工管理 1 級第 1 次検定
	造園施工管理 2 級第 2 次検定
	電気通信工事施工管理 1 級第 1 次検定
	電気通信工事施工管理 2 級第 2 次検定
	浄水槽設備士試験
	土地区画整理士技術検定

(2) 高等学校卒業程度認定審査に出願しなくても受験等が可能となる（＝大学に飛び入学したことで受験等が可能となる）採用試験、国家資格

・採用試験

人事院	国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）
	皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）（護衛官の区分に限る）
	入国警備官採用試験（警備官の区分に限る）
	税務職員採用試験
	航空保安大学校学生採用試験
	気象大学校学生採用試験
	海上保安大学校学生採用試験
	海上保安学校学生採用試験
衆議院	衆議院事務局職員採用衛視試験
参議院	参議院事務局職員採用一般職（技術）試験
	参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験
裁判所	裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官・高卒者区分）

・国家資格

文部科学省	幼稚園教員資格認定試験
-------	-------------

	小学校教員資格認定試験
	特別支援学校教員資格認定試験
厚生労働省	診療放射線技師【※】
	臨床検査技師【※】
	理学療法士【※】
	作業療法士【※】
	視能訓練士【※】
	言語聴覚士【※】
	臨床工学技士【※】
	義肢装具士【※】
	あん摩マッサージ指圧師【※】
	はり師【※】
	きゅう師【※】
	柔道整復師【※】
	救急救命士【※】

【※】 ただし、飛び入学した大学が、当該資格に係る養成校として指定されている必要があります。